

65 歳以上の皆さんへ

高齢者インフルエンザ、新型コロナ予防接種のご案内

伊那市では、法律で定められた高齢者インフルエンザ及び新型コロナ予防接種を、一部負担金をいただき公費で実施します。高齢者インフルエンザ、新型コロナの予防接種は強制ではありませんので、それぞれの内容をよくお読みいただき、接種をご検討ください。

■対象者

- ①満65歳以上の希望者
 - ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級に該当)
- ※これから60歳または65歳になる方は誕生日を迎えてから接種してください。

■実施期間・自己負担額

ワクチン	実施期間 ※実施期間が異なりますのでご注意ください。	自己負担額 ※実施期間内のみ補助対象です。
高齢者 インフルエンザ	令和8年10月19日(月)～ 令和8年12月28日(月)まで	1,700円
新型コロナ	令和8年10月19日(月)～ 令和9年3月31日(水)まで	7,600円

※生活保護世帯の方は無料

■実施医療機関

- ・別紙の「実施医療機関一覧」の医療機関で接種できます。
- ・要予約の場合は、直接医療機関へ連絡してご予約ください。
- ・県内の上伊那以外の一部の医療機関でも接種できますが、実施可能か医療機関へお問い合わせください。
- ・県内の上伊那以外の医療機関で接種する場合は、実施期間が伊那市と異なる場合があります。上記の実施期間以外は全額自己負担となりますので、上記の実施期間内に接種をしてください。
- ・県外で接種する場合は、全額自己負担となります。

■持ち物

- ・受ける予防接種の予診票(インフルエンザは水色、新型コロナは白)
- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの(マイナンバーカード、資格確認書等)

■その他

- ・インフルエンザ、新型コロナの予防接種は強制ではありません。ご本人が希望する場合のみ接種します。
- ・当日はご自宅でも検温し、来院する際はマスクの着用をお願いします。
- ・予診票は無くさないようお願いいたします。紛失等、予診票の再発行は下記担当課までご連絡ください。(医療機関、高遠総合支所、長谷総合支所にも予診票の予備があります)
- ・他のワクチン(高齢者肺炎球菌、带状疱疹等)との接種間隔に制限はありません。

予防接種の注意事項

【予防接種を受ける前に】

- ・通知をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。理解できないことは接種を受ける前に質問し、納得した上で接種を受けましょう。
- ・予診票の右端の欄に必ずご署名をお願いします。

【予防接種を受けることができない方】

- ・37.5℃以上の発熱がある方。
- ・重篤な急性の病気にかかっている方。
- ・インフルエンザまたは新型コロナワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショック*を起こしたことがある方

*アナフィラキシーショックとは

通常30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔のむくみ、じんましん、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい、血圧低下等の症状が見られます。

- ・その他、医師が不適当と判断した方。

【接種を受ける際に医師とよく相談してほしい方】

- ・心臓、じん臓、肝臓、血液又は呼吸器疾患のある方。
- ・予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方及び発疹等、アレルギーを疑う症状がみられた方。
- ・過去にけいれんの既往のある方。
- ・過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- ・接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方。
- ・間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方(インフルエンザの場合)
- ・抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害がある方(新型コロナの場合)

【予防接種を受けた後の注意】

- ・予防接種直後の30分以内は、急な副反応が起こることがあります。また接種後24時間は副反応に注意し、嘔吐、じんましん、発熱、接種部位がひどく腫れる等の症状が現れたら、医師の診察を受けてください。

副反応	全身症状：発疹、じんましん、紅斑、痒み、発熱、寒気、頭痛、倦怠感 接種部位の症状：発赤、腫れ、痛み
まれに起こる重大な副反応	ショック、アナフィラキシー様症状、ギランバレー症候群、けいれん、脊髄炎、脳症、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作

- ・当日(接種後1時間後)入浴は差し支えありません。注射部位はこすらないようにしましょう。
- ・接種後24時間は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

重い副反応が起こった時の補償について

疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給等が行われます。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を認定したものに限ります。